資料

令和８年（2026 年）９月３日
午 後 ３ 時 ～ 午 後 ４ 時
於：高層棟４階　特別会議室
健康医療部保健医療総務室

令和８年度　第３回政策調整会議
吹田市保健所の諸室再配置と大阪府吹田子ども家庭センター移転跡地の取得について

吹田市保健所の建物について、スペース不足や有事の際の危機管理機能の確保といった諸課題の解決を図るため、大規模改修に向けて諸室の再配置の考え方を確認するものです。また、当該庁舎から大阪府吹田子ども家庭センターが移転予定であることを受け、建物全体の一体的な保全・活用を図るとともに、必要な床面積を確保するため、同センター跡に係る建物・土地を大阪府から取得する方向性についても確認するものです。

１　経過

令和２年（2020 年）４月の中核市移行で大阪府から保健所業務が移管されると共に、保健所庁舎の１階と２階の一部の無償譲渡を受け、吹田市保健所、大阪府子ども家庭センター（以下、「子家セン」と言う。）の複合施設として現在に至っています。

当該施設は昭和 63 年（1988 年）に建築後、一度も屋上防水、外壁改修等の大規模改修が実施されておらず、毎年、漏水や設備不良が発生し、修繕費等の維持補修費がかさむ状況となっています。今後、施設の安全性を維持し、老朽化の進行を防ぐためには、施設の計画的な修繕と設備更新が必要不可欠です。

吹田市公共施設（一般建築物）個別施設計画においても、令和８年度（2026 年度）から令和 12 年度（2030 年度）の間で大規模改修を実施する予定となっています。

２　平時の業務における課題

＜図 1＞中核市移管前、移管後の用途、及び中核市移行後の執務室面積

<table>
<tr><td rowspan="2">階数</td><td colspan="2">用途</td><td rowspan="2">中核市移行後
執務室面積</td><td rowspan="5">今回
取得予定</td></tr>
<tr><td>中核市移行前</td><td>中核市移行後</td></tr>
<tr><td>３Ｆ</td><td>吹田子ども
家庭センター</td><td>吹田子ども
家庭センター</td><td>４４４㎡</td></tr>
<tr><td>２Ｆ</td><td rowspan="2">吹田保健所</td><td>大阪府部局間移管分（１）</td><td>１１８㎡</td></tr>
<tr><td rowspan="2">１Ｆ</td><td rowspan="2">吹田市保健所（２）
健康まちづくり室（３）</td><td>５４３㎡</td></tr>
<tr><td>６９９㎡</td></tr>
</table>

（１）中核市移行時における本市執務スペースの縮小等

中核市移行前は１階・２階が保健所、３階が子家センという配置でしたが、中核市移行時に、２階の一部が子家センの体制強化のため、同センターに移管されました。これにより、当該庁舎の執務スペースの床面積は、大阪府が吹田保健所を運営していた頃と比べて狭くなっています。不足する市民相談スペースは、１階ロビーに間仕切りを設置して対応していますが、保健所内における相談は機微な個人情報に関わるものが多く、プライバシーを保てる個室の確保が欠かせない状況です。

（２）組織改正、職員体制変更等への対応

令和４年度(2022 年度)に予防接種業務が保健センターから地域保健課に移管され、会議スペース等を当該業務に係る執務スペース・書類保管スペース等に転用しました。

保存期間が法定されている大量の帳票を保管するにはスペースが足りないため、保健センター内の倉庫や環境部事業課業務グループ庁舎内検査室を借用している状況です。

また、保健所の正規職員数は移管前が 51 名であったのに対し、本市と大阪府で担っていた業務を機能統合し、体制強化を図ったことで、現在 65 名となっています。更に、業務繁忙で通年勤務の 25 名の会計年度任用職員が勤務しており、スペース確保が難しい状況です。

（３）他庁舎の狭隘対応等

健康まちづくり室及び部長室は従前、本庁に配置していましたが、健康医療部の機能集約や本庁狭隘対応の観点から当該庁舎へ移転しました。新型コロナ対応時に一時的に総合福祉会館に移りましたが、児童部の組織改正に伴い同会館の狭隘対応もあって、当該庁舎１階の倉庫を改修して事務室として移転し、現在、17 名の正規職員が勤務している状況です。

また、１階の倉庫を事務室としたことで、２階の書庫の一部のスペースを倉庫に充てたため、倉庫・書庫の不足が発生し、倉庫で保管していた災害対策物資や感染症対策物資については環境部事業課業務グループ庁舎内検査室へ移動させる対応を行いました。

３　有事の際に求められる機能・課題

保健所は、大規模災害や新興感染症の流行等の際には、多くの人的支援を受け入れ、保健医療福祉調整本部を立ち上げ、市民の生命と健康を守る司令塔として機能を発揮することが求められます。また、国等から搬入される大量の資材や薬剤などの物資を適切に保管・活用し、医療救護活動・衛生対策を行う役割も担うことになります。また、令和４年（2022 年）７月には、厚生労働省からの通知「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について」により、保健医療福祉活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整、という３つの柱を担う保健医療福祉調整本部を設置することとされています。

有事の際に求められる庁舎について、輪島市への職員派遣に係る報告において、発災直後から本部機能の常設化や、状況に応じてレイアウトの変更ができるスペースの確保、支

援者との迅速な情報の一元化が行えるワンフロアでの対応などの必要性・重要性が示されたところです。他市の保健所においても、今後の大規模災害や新興感染症の流行等に備え、人員強化や機能強化に対応できる十分な執務スペースの確保が進められています。

しかしながら、本市保健所の現在の市保有スペースでは、こうした機能を十分かつ円滑に発揮できない状況にあります。実際に、新型コロナ対応時においては、保健所内で十分なスペースが確保できず、非効率な対応を余儀なくされました。平時からの狭隘対応も含め、スペース確保が喫緊の課題となっています。

4　大阪府吹田子ども家庭センター移転跡地の取得

子家センが令和９年（2027 年）３月末に茨木市内へ移転する予定となっています。

子家セン移転跡を取得することで、建物の管理、運営の効率化を図り、建物全体の一体的な保全・活用を図ろうとするものです。

このことにより、平時においては、市民への支援の質の向上のため、事務室の狭隘、倉庫・書庫の不足、市民のプライバシー保護のための相談室の不足等の課題を解消しようとするものです。また、有事においては、医療・公衆衛生の全体調整が麻痺しないよう、保健医療福祉調整本部のワンフロア化・常設化、ワクチン・予防接種関連物資の保管・作業場所の増設等により、有事に備えた施設として機能を強化します。

なお、大規模改修時に、今回取得する床面積も含めて改めてレイアウト変更を検討することとします。

5　諸室の再配置（案）

参考資料のとおり

6　今後の予定等

（１）跡地取得に係る当面の予定

ア　跡地取得の契約方法等について大阪府と具体的な調整に着手（令和８年（2026 年）９月以降）

イ　大阪府が令和８年（2026 年）９月定例会（府議会）で大阪府子ども家庭センター設置条例改正案を提案（令和８年（2026 年）９月）

ウ　大阪府・本市それぞれ必要な内部手続きを経て進め方を確定
　　不動産鑑定に係る予算計上（令和９年度（2027 年度）当初予算）

（２）大規模改修に係る予定

ア　公共施設最適化推進委員会（令和９年（2027 年）８月上旬）

イ　実施計画・予算要求（令和９年（2027 年）８月下旬）

ウ　基本設計、実施設計（令和 10 年（2028 年）６月～令和 11 年（2029 年）11 月）

エ　工事、工事監理
　　当該庁舎改修工事と総合福祉会館改修工事の工程を一本化した一括発注を検討中
　　（債務負担行為　令和 12 年（2030 年）３月末～令和 14 年（2032 年）３月中旬）

（３）検討課題

大規模改修中の執務室・倉庫等の確保